

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
51	奄美市 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奄美市は、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

奄美市長

公表日

令和3年9月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関する事務
②事務の概要	■新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえ た生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。 (※当該事務は「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(令和3年法律第38号)第10条の規定における「特定公的給付」に指定された、「令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律(令和3年法律第21号)第3項に規程する令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務である。) ①支給要件確認のために必要な情報(児童手当情報、特別児童扶養手当情報、児童扶養手当情報、税情報等)を取得し対象者を特定する。 ②対象者に対する給付金の支給 ③支給状況の管理と報告
③システムの名称	子ども子育てシステム、児童手当システム、特別児童扶養手当システム、児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
支給認定帳情報ファイル、受給者台帳情報ファイル、受給者情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項 ・別表第一の100の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第73条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供事務) なし (情報照会事務) ①番号法第19条第8号 別表第二 121の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4 ※令和3年6月14日から令和4年3月31の間は、本事務の緊要性に鑑み、レイアウト改版及びこれに係るシステム対応が行われるまでの暫定的な措置として、下記の事務手続を転用して情報照会を行う。 ①子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の職権による変更に係る事実についての審査に係る事務 ・番号法第19条第8号 別表第二 116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部福祉政策課
②所属長の役職名	福祉政策課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	奄美市情報公開・個人情報保護担当 894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号 問合せ先電話番号 0997-52-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	奄美市情報公開・個人情報保護担当 894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号 問合せ先電話番号 0997-52-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月10日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供事務) なし (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 121の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4 ※令和3年6月14日から令和4年3月31の間は、本事務の緊要性に鑑み、レイアウト改版及びこれに係るシステム対応が行われるまでの暫定的な措置として、下記の事務手続を転用して情報照会を行う。 ①子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の職権による変更に係る事実についての審査に係る事務 ・番号法第19条第7号 別表第2 116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2の2	(情報提供事務) なし (情報照会事務) ①番号法第19条第8号 別表第二 121の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4 ※令和3年6月14日から令和4年3月31の間は、本事務の緊要性に鑑み、レイアウト改版及びこれに係るシステム対応が行われるまでの暫定的な措置として、下記の事務手続を転用して情報照会を行う。 ①子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の職権による変更に係る事実についての審査に係る事務 ・番号法第19条第8号 別表第2 116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2の2	事後	
令和3年9月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和3年6月30日 時点	令和3年9月10日 時点	事後	
令和3年9月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和3年6月30日 時点	令和3年9月10日 時点	事後	